

1月臨時会における審査



- 【請求代表者が意見陳述で述べた主な意見】**
- 地方自治法の規定に基づき、1月26日の市会運営委員会において、条例改正の請求代表者に意見を述べる機会が与えられました。述べられた主な意見は以下のとおりです。
- 1 議会では行財政改革に対して議会としての改革の範を示すべきである。未曾有の財政難
 - 2 平成14年に、議員提案による条例の制定により議員定数を3人削減された際には、議会において、議会経費の削減、1票の格差の是正等の観点から、徹底的に議論がなされた。
 - 3 右記を踏まえ、今回の直接請求による条例改正案についても、議会自ら議論を尽くしたうえで判断されるべきものと考える。
 - 4 公平な選挙を実現するため、削減ありきではなく、定数減を伴わない増減調整や定数増による格差是正も考えるべきである。
 - 5 比較に当たり有権者数を用いているが、地方自治法は人口に応じて上限を定めており、また、議員は、有権者でない子供たちや外国籍市民、観光客などに対してもある責務を担っていることなど適当でない。
 - 6 人口は9番目であり、他都市に比べても大幅に多いとの指摘は当たらない。自治体の成り立ちも異なり、単純な比較も適切ではない。

【条例改正の概要】

本市の市会議員の定数について、現行の「69人」から9人削減し「60人」に改め、各選挙区において選挙すべき市会議員の数を、北、上京、中京、下京、南、右京、伏見の各選挙区でそれぞれ1人削減、また左京区選挙区で2人削減しようとするものです。

【市長が付けた意見】

地方自治法の規定に基づき、以下のとおり市長の意見が付けられ、議案として市会に提出されました。

1 議員定数の削減については、議会が、立法機能等の議事機関としての役割や行政執行の監視機関としての役割を十分果たすことができるかどうかという点を基本に据え、十分な議論を経たうえで、総合的な見地から決定されるべきものであり、また、その決定は、市民の意思を行政に反映させるべく市民から直接付託された議会の自己決定が基本であると考える。

2 平成14年に、議員提案による条例の制定により議員定数を3人削減された際には、議会において、議会経費の削減、1票の格差の是正等の観点から、徹底的に議論がなされた。

3 右記を踏まえ、今回の直接請求による条例改正案についても、議会自ら議論を尽くしたうえで判断されるべきものと考える。

【市会運営委員会で委員から出された主な意見】

1 市会では、平成16年から現在まで、4次にわたる議会改革の検討委員会を設置し、議会自身が時代のニーズに合わせて議員特権の廃止など改革を行い、多くの成果をあげてきた。現在も、市会改革推進委員会が議員自身の処遇に関わる問題も含め引き続き議論しているところである。議員定数についても、この直接請求に関わらず、2月に発表される国勢調査速報集計などを踏まえ議論することは拙速であるが、短期間で結論を出すことは拙速であり、二元代表制として議会が果たすべき役割、権能も議論しつつ、十分時間を掛けて検討していくべきものである。

2 議員定数削減は、行財政改革としての問題ではなく、多様な民意の汲み上げという議会の根幹に関わる問題である。少数精鋭では、結局は監視機能が弱まってしまふ。議会としてしっかり議論できる数について、市民とも共有しながら検討すべきである。

3 平成13年度に設置した議員定数等特別委員会が1年間議論を重ね、1票の格差は最大1.54倍まで是正されている。現在でも最大1.54倍であり、市民の理解は得られているものと考えられる。

4 公平な選挙を実現するため、削減ありきではなく、定数減を伴わない増減調整や定数増による格差是正も考えるべきである。

5 比較に当たり有権者数を用いているが、地方自治法は人口に応じて上限を定めており、また、議員は、有権者でない子供たちや外国籍市民、観光客などに対してもある責務を担っていることなど適当でない。

6 人口は9番目であり、他都市に比べても大幅に多いとの指摘は当たらない。自治体の成り立ちも異なり、単純な比較も適切ではない。

我が国の農業振興に関する意見書

政府は、昨年11月9日に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定について、その情報収集を進めながら、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始することとした。

TPPは、原則として全品目の関税を撤廃し、また、サービス貿易、政府調達、知的財産、人の移動等を包括的に協定するものであり、締結すると経済・産業に極めて大きな影響が生じるものと想定されている。

とりわけ農業分野においては、農林水産省の試算によれば、米の生産量が90パーセント減少し、食料自給率が14パーセントまで低下するとされている。

お知らせ

3月15日の本会議で、4月29日限りで勇退する6人の議員へ、市長と議長からはおむけの言葉が贈られ、勇退議員を代表して田中セツ子議員から謝辞が述べられました。

◇勇退議員◇

田中セツ子(南区)
巻野 渡(左京区)
柴田 章喜(左京区)
せのお直樹(西京区)
加地 浩(北区)
木村 力(中京区)



1 市会では、平成16年から現在まで、4次にわたる議会改革の検討委員会を設置し、議会自身が時代のニーズに合わせて議員特権の廃止など改革を行い、多くの成果をあげてきた。現在も、市会改革推進委員会が議員自身の処遇に関わる問題も含め引き続き議論しているところである。議員定数についても、この直接請求に関わらず、2月に発表される国勢調査速報集計などを踏まえ議論することは拙速であるが、短期間で結論を出すことは拙速であり、二元代表制として議会が果たすべき役割、権能も議論しつつ、十分時間を掛けて検討していくべきものである。

2 議員定数削減は、行財政改革としての問題ではなく、多様な民意の汲み上げという議会の根幹に関わる問題である。少数精鋭では、結局は監視機能が弱まってしまふ。議会としてしっかり議論できる数について、市民とも共有しながら検討すべきである。

3 平成13年度に設置した議員定数等特別委員会が1年間議論を重ね、1票の格差は最大1.54倍まで是正されている。現在でも最大1.54倍であり、市民の理解は得られているものと考えられる。

4 公平な選挙を実現するため、削減ありきではなく、定数減を伴わない増減調整や定数増による格差是正も考えるべきである。

5 比較に当たり有権者数を用いているが、地方自治法は人口に応じて上限を定めており、また、議員は、有権者でない子供たちや外国籍市民、観光客などに対してもある責務を担っていることなど適当でない。

6 人口は9番目であり、他都市に比べても大幅に多いとの指摘は当たらない。自治体の成り立ちも異なり、単純な比較も適切ではない。

円もの巨額の累積赤字を抱える危機的な状況にある。その中で、本市の非償還に類する財政状況の下、平成23年度は、一般会計から77億円の巨額の財政支援を行い、総額18億円の繰り入れを行うこととしているが、景気の悪化により市民生活は大変厳しい状況にあり、被保険者の負担は限界に達しつつあるところである。

京都市という地方自治体の努力には限界があり、現行制度のままでは、市民の健康を守るセーフティネットとしての国民健康保険制度を将来にわたって安定的に運営することは困難であるため、国において制度の抜本的改革を行うよう、強く要望してきたが、これまで実現せず、もはや一刻の猶予もならない。

現在、国において、高齢者医療制度の見直しについて検討が行われており、その最終とりまとめが示されたが、国民健康保険制度の抜本的改革については具体的なものとなっており、国民健康保険の構造的問題を解決する道筋は付いていない。

国民の医療を保障する国の責務として、被保険者や地方自治体にこれ以上の負担を課さない医療保険制度を速やかに構築すべきである。特に、市町村の国民健康保険は、他の制度と比べて被保険者の負担が大きく、被保険者間の負担の公平化を図るため、全ての国民が加入する医療保険制度への一本化を実現しなければならない。

よって国におかれては、医療保険制度の抜本的改革、とりわけ、全化の早期実現と財政措置の大幅な拡充を強く求める。

市会が採択した請願

教科書の適切な採択

京都市の農業は、野菜を中心とした生産構造であることから、その程度の影響があるのか不明なところはあるが、経営規模が全国平均を大きく下回ることから、稲作が主体の中山間地域では深刻な影響を受けることが懸念される。このこと、国土保全などの多面的な公益機能を有する農地が荒廃し、地域社会が崩壊することは、深刻な事態である。

よって国におかれては、拙速にTPPに参加することや慎重に対応すること、食料自給率向上、地域ごとの農産物の特性及び農村地域の維持の観点から、実効的な具体策を早急に講じられるよう強く要望する。

件名	審議結果 (可決した市長提出議案の付審決議3面参照)	会派名					
		自民党	共産党	民主・都	公明党		
直接請求議案(1月臨時会)	市会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき市会議員の数に関する条例の一部改正の請求	否	決	×	×	×	×
23年度予算案	特別会計(母子寡婦福祉資金貸付事業、地域水道、京北地域水道、特定環境保全公共下水道、中央卸売市場第一市場、中央卸売市場第二市場・畜場、農業集落排水事業、雇用対策事業、土地区画整理事業、土地取得、基金、市公債、市立病院機構病院事業債)、公営企業会計(水道事業、公共下水道事業、高速鉄道事業)	可	決	○	○	○	○
22年度補正予算案	一般会計、特別会計(国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療、駐車場事業)、公営企業会計(自動車運送事業)	可	決	○	×	○	○
22年度補正予算案	一般会計、特別会計(国民健康保険事業、介護保険事業、地域水道、京北地域水道、特定環境保全公共下水道、中央卸売市場第二市場・畜場、駐車場事業、土地取得、基金、市公債)、公営企業会計(公共下水道事業)	可	決	○	○	○	○
22年度補正予算案	公営企業会計(病院事業)	可	決	○	×	○	○
条例案	犯罪被害者等支援条例、子どもと共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例、地方独立行政法人京都市立病院機構に職員を引き継ぐ京都市の内部組織を定める条例、住民生活に光をそそぐ基金条例	可	決	○	○	○	○
条例案	公立大学法人京都市立芸術大学評価委員会条例	可	決	○	×	○	○
条例案	廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例、職員の定年等に関する条例、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例、職員の公務災害等に係る休業補償等の特別に関する条例、報酬及び費用弁償条例、職員給与支給条例、職員退職手当支給条例、特別会計条例、個人情報保護条例、情報公開条例、区役所の名称及び位置に関する条例、衛生関係手数料条例、福祉事務所設置条例、保育所条例、児童福祉センター条例、知的障害者授産施設条例、若杉学園条例、身体障害者リハビリテーションセンター条例、身体障害者授産施設条例、知的障害者福祉工場条例、保健所条例、駐車場条例、京都市都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業上烏羽南部地区土地区画整理事業施行規程等、都市公園条例、消防団員等公務災害等補償条例、教職員の給与等に関する条例、動物園条例、社会福祉奨学基金条例、地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	可	決	○	○	○	○
条例案	職員定数条例、中央卸売市場業務条例、国民健康保険条例、大宮交通公園条例、道路附属物自転車等駐車場条例、自転車等駐車場条例、職員の給与の額の特例に関する条例、教職員の給与の額の特例に関する条例	可	決	○	×	○	○
条例案	基本計画審議会条例、市立病院看護師奨学資金の返還の債務の免除に関する条例	可	決	○	○	○	○
条例案	市立芸術大学条例	可	決	○	×	○	○
その他案	指定管理者の指定(文化市民局関係11件、保健福祉局関係3件、消防局関係1件)、不動産のうえん、包括外部監査契約の締結、市立神川中学校建築工事請負契約の締結、北河原市営住宅増築工事請負契約の変更、市道路線の認定、市道路線の廃止、辺地に係る総合整備計画(左京区花脊北部地域)の変更、辺地に係る総合整備計画(左京区久多地域)の変更	可	決	○	○	○	○
その他案	指定管理者の指定(文化市民局関係4件)、公立大学法人京都市立芸術大学定款の制定、市道高速道路2号線(斜久世橋区間)新設工事委託契約の変更、市道高速道路2号線(斜久世橋区間)新設工事(道路附属物設置工事)委託契約の変更	可	決	○	×	○	○
議員提出案	市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部改正、市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部改正、京都市会情報公開条例及び京都市情報公開、個人情報保護審査会条例の一部改正、公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書、若者の雇用対策の更なる充実を求める意見書、我が国の農業振興に関する意見書	可	決	○	○	○	○
議員提出案	国民健康保険制度の抜本的改革と国民健康保険に対する財政措置の拡充を求める意見書	可	決	○	×	○	○
議員提出案	雇用対策の抜本的強化と就職難打開を求める意見書、市町村国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書	否	決	×	○	×	×

意見書全文

2月定例会では、意見書4件(いずれも国への要望)を可決し、内閣総理大臣など、関係機関に提出しました。(審議結果は上記参照)

公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書

本格的な高齢社会を迎えたことで、高齢者が安心して生活を送りながら、社会・経済活動にも積極的に参加できる社会の構築がますます求められている。また、障害者が必要なサービスを享受しながら、自立し、安心して暮らすためにも、公共施設等のバリアフリー化が喫緊の課題である。

政府は、これまで平成18年制定の「バリアフリー新法」に基づき、1日の平均利用人数が500人以上の鉄道駅やバス・スタジアム等について、平成22年度までにバリアフリー化することを目標に取組を進めてきた。しかしながら、例えば鉄道駅のバリアフリー化の進捗率は、既設駅の解消では約77パーセント(平成22年3月末現在)にとどまっている。平成23年度以降、3000人以上へと基準が引き上げられ、新たな地域鉄道駅も対象に加わることが見込まれる。

よって国におかれては、地方公共団体事業者の連携強化を図りつつ、地域ニーズに対応した公共交通機関のバリアフリー化を更に推進するよう、以下の項目の実施を強く求める。

- 1 未整備のいわゆる整備困難駅に対し、より実効性のあるきめ細かい財政支援を行うこと。
- 2 地方公共団体の財政状況及び地域鉄道の経営状況に配慮し、補助等の支援措置を充実すること。
- 3 特に、鉄道駅のホームにおける転落防止補助が期待されるホームドア(可動式ホーム柵)設置に関する補助を充実すること。
- 4 身体障害者や要介護者など移動困難者の福祉輸送ニーズに対応した福祉タクシーやノンステップバスの普及に努めること。

国民健康保険制度の抜本的改革と国民健康保険に対する財政措置の拡充を求める意見書

国民健康保険制度は、低所得者や高齢者の加入割合が高く、財政負担が非常に重く、この構造的問題を抱えており、本市の国民健康保険事業は、平成21年度末で80億

特に、都市部で暮らす学生が地方の企業情報を求め、地方に所在する多くの中小企業は資金的余裕がないなどの理由で事業内容や採用情報などを提供できておらず、都市と地方の雇用情報の格差が指摘されている。若者の雇用確保と地元企業の活性化のためにも、自治体が行う、中小企業と学生をつなぐ「マッチング事業」に積極的な支援が必要と考える。

よって国におかれては、雇用ミスマッチの解消をはじめとする若者の雇用対策を充実させるため、以下の項目を早急に決定し、実施するよう強く求める。

- 1 人材を求める地方の中小企業と学生をつなぐための「マッチング事業」を、自治体が積極的に取り組めるよう、支援すること。
- 2 都市と地方の就職活動費用の格差を是正するとともに、どこでも情報を収集でき、就活ナビサイトの整備等を通じて、地域雇用の情報格差を解消すること。